

前橋工科大学

目 次

I	認証評価結果	2-(29)-3
II	基準ごとの評価	2-(29)-4
	基準1 大学の目的	2-(29)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(29)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(29)-9
	基準4 学生の受入	2-(29)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(29)-15
	基準6 教育の成果	2-(29)-24
	基準7 学生支援等	2-(29)-26
	基準8 施設・設備	2-(29)-29
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(29)-32
	基準10 財務	2-(29)-35
	基準11 管理運営	2-(29)-37
<参 考>		2-(29)-41
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(29)-43
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(29)-44
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(29)-46
iv	自己評価書等	2-(29)-51
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(29)-52

I 認証評価結果

前橋工科大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 国公立研究機関や民間会社で実務経験を有する教員が50%超であり、多様なキャリアの教員を揃えている。
- 建設工学科昼間主コース（社会環境工学科）では、JABEEによる認定を受けるなど、優れた教育に取り組んでいる。
- 建築学科では学生が各種コンペティションにおいて優秀な成績を上げていることや、高い就職内定率を実現している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の標準修業年限内の修了率が低い。
- 電子ジャーナルの整備が十分とはいえない。
- FDに関する大学としての取組が十分とはいえない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

平成9年に短期大学から4年制昼夜開講制の工学部3学科（建設工学科・建築学科・情報工学科）を持つ大学として発足し、その学則第1条に「前橋工科大学は、科学技術に関する広い知識と専門の学術を教授研究し、人間性及び創造性豊かな技術者を育成することを目的とし、もって地域住民の生活と文化の向上に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを使命とする」と、目的、使命を明記している。また、工学部の目的は、学則第3条の2に「工学部は、幅広い基礎教育を基盤にし、専門の基本及び専門教育を通して、みずから主体的に学び、考え、柔軟かつ総合的に判断できる人材を養成することを目的とする」と明記している。そして、「本学の将来像の基本的あり方：教育・研究水準の向上を目指して」（平成15年12月3日）を作成し、学校教育法第83条の規定に沿って大学改革に取り組んできた。

設置者である前橋市は平成20年度から始まる第6次総合計画の中で、将来都市像として「生命都市いきいき前橋」を基本構想に掲げている。当該大学ではその構想の下に、将来の大学像として「人（生命・健康）とまち（環境・文化）」と掲げて、平成19年度に学科改編拡充を行った。大学の理念、目的、目標、教育理念、地域貢献等について、平成20年12月に学内外に公表し、大学のウェブサイト、大学案内、学生便覧等に示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的については、大学院学則第1条に「前橋工科大学大学院は、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び、応用を教授することにより、その深奥をきわめて、豊かな学識と高度な研究開発能力を兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする」と定められている。また、博士前期課程の目的を同学則第3条の2に、「博士前期課程は、専門の基礎能力に立ち、主体的に自らの専門性を一層向上させていく専門技術者又は研究者を養成することを目的とする」と、博士後期課程の目的を同学則第3条の3に、「博士後期課程は、高度な専門技術者又は先駆的な学術を推進する優れた研究者を養成することを目的とする」とそれぞれ定めている。これらは学校教育法第99条の目的を外れるものではなく、大学院教育の目的等は、大学院学生便覧、大学ウェブサイトを示してい

る。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の理念、目的、目標、教育目標等は、大学案内（発行部数、12,500冊／平成19年、13,000冊／平成20年）、学生便覧（毎年の発行部数、500冊／工学部、300冊／大学院）に記載されており、これらを全教職員に配付している。

また、学生には全員に大学案内、学生便覧を配付し、さらに学年始めのガイダンスにより大学の理念、目的、目標、教育理念等の周知を図っている。

オープンキャンパス、大学説明会等において大学案内を配布しており、またウェブサイトにも平成21年3月の月間アクセス数が452,112件あり、理念、目的、目標等を社会に公表している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成 19 年 4 月に学科改編を実施し、人（生命・健康）と街（環境・文化）の視点から大学の使命と目的を果たすことにしている。そのために、それまでの建設工学科、建築学科、情報工学科の 3 学科による昼夜開講制から、昼間開講制の社会環境工学科、建築学科、生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科、及び夜間開講制の総合デザイン工学科の 6 学科とする改編を行っている。

これらの 6 学科は、現代社会の「人」が抱える諸問題を生命・健康の視点から解決しようとする生命情報学科・システム生体工学科・生物工学科、また「街」については環境・文化の視点から創造しようとする社会環境工学科・建築学科・総合デザイン工学科をもって構成されている。

これらのことから、学部及び学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

学部の教養教育科目と工学共通基礎科目（両科目を合わせて「基礎教育科目」という）の実施と、連絡、調整等に当たるための組織として、学則第 52 条において基礎教育センターの設置を定めている。基礎教育センターは前橋工科大学基礎教育センター規程において、基礎教育センター長（副学長）、副基礎教育センター長（基礎教育科目を担当する教授から互選）、基礎教育センター委員（6 学科長）、基礎教育センター兼任教員（各学科に所属する基礎教育科目担当教員）、基礎教育センター非常勤教員をもって組織することが規定されており、基礎教育センターの管理運営は前橋工科大学教授会、運営は基礎教育センター運営会議、基礎教育の実施と予算の作成は、基礎教育センター兼任教員をもって構成する基礎教育センター協議会が当たると定め、教育の実施、運営及び管理責任を明確にしている。

学則や基礎教育センター規程が定める基礎教育センター設置の精神は、各学科からの意見・要望を反映させながら、全学的な見地から基礎教育科目の教育を実施し、教育内容・カリキュラム等に関する検討・協議を通じて教育の実を上げることになっている。

また、全学的な教養教育内容の検証、改善、調整を行う組織として教務委員会があり、具体的な基礎教育の実施と運営等に関しては、基礎教育センター運営会議と基礎教育センター協議会が定期的で開催されており、ここでの議論を通じて教養教育の質的改善と向上が図られている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、工学研究科博士前期課程及び同後期課程を設置している。これらについても学部と同様に、大学院学則により教育組織を規定している。

博士前期課程には、建設工学、建築学、システム情報工学の3専攻を置いている。また、博士後期課程には、環境・情報工学専攻を置いている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

全学的なセンターとして、図書・情報センター及び地域研究開発センターを有している。図書・情報センターについては、学則第52条及び図書・情報センター規程で、地域連携推進センターについては地域貢献に力を注ぐため平成21年度に改編しているが、学則第53条及び地域連携推進センター規程でそれぞれ組織について規定している。また、これらの規程に基づき、図書・情報センターの運営と事業の実施については、専任あるいは兼任教職員が当たっている。

図書・情報センターは、従来の図書館業務とともに情報処理ネットワークの構築及びその管理運営を行い図書情報のほか、情報処理及びネットワーク環境を利用する教育及び研究の向上を目的としている。教育関係では、学部における基礎教育科目の「情報工学概論」のほか、各学科の専門基礎及び専門科目、並びに大学院開講科目等で利用されるとともに、学生が随時利用できる環境の提供と運用を行っている。

地域連携推進センターは学内研究活動の支援とともに、地域の科学技術や産業の発展に貢献することを目的に、地域産業界や学外諸機関などとの産学官連携の窓口として設置されている。すなわち、産学共同研究や受託研究、技術相談の推進を図るほか、地域への教育サービス機能として、前橋市教育委員会との連携に基づく理科支援における学生の派遣、公開講座や専門講座の開講、こども科学実験教室の開催などを行い、大学の持つ知的資源を地域社会へ提供している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議する機関として、教育管理職、各教育組織の長及び各教育組織から選出された学科長によって構成される評議会(毎月最終水曜日)、並びに学長及び教授によって構成される教授会(定例開催日第一水曜日)が定められている。また、大学の運営について必要な事項を協議するために、学長・副学長・工学部長・学生部長・事務局長によって構成される運営会議(毎週火曜日)が開催されている。

教育に関する重要事項は、評議会の審議に基づき関係委員会等での詳細な検討を経た後、教授会へ提案、承認を得て学長が最終的に決定する。教授会及び大学院工学研究科会議は、学長(教授会)及び工学部長・工学研究科長(大学院工学研究科会議)から提示された基本方針に基づく具体的な実施計画を策定するほか、それぞれ学部及び大学院の教学に関する重要事項等を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教授会規程第6条に定める委員会に関する規定に基づき、学長、各教育組織の長及び教授会から付託された事項、並びに教学に関する所轄事項を審議するために、各教育組織に属する教員により構成される教務委員会が置かれている。委員会規程第3条では教務委員会の所管事項を次のように定めている。

- (1) 教育課程及び教育の実施に関すること。
- (2) 単位認定、卒業及び修了に関すること。
- (3) 転学科及び転コースに関すること。

上記の規定に基づき教務委員会では、教育課程や教育方法等に関する全学的及び各教育組織固有の課題について検討し、必要に応じて教授会又は総務委員会等の審議に付すことにしている。教務委員会の平成17年度以降における開催回数は、約1回/月で教務事項全般について審議を行っている。

教育課程、教育方法に関する検討組織は、十分な人的規模と適切なバランスを備えるとともに、開催回数及び議事等一覧からも実質的な検討が行われている。

また、学長をトップとする執行部の意向と教育を提供する教員の意向を大学運営に反映させる基本的な仕組みの下で、各教育組織の長がバランスのとれた運営を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織及び人事に関する規定は、学則第37条、大学院学則第36条に定められ、教授、准教授、講師及び助教をもって組織編制している。教員組織は、学士課程は学科、大学院課程は専攻を単位として編制され、学科長、専攻主任が責任を持つ体制になっている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任68人（うち教授36人）、非常勤60人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

また、各学科の教育課程の骨格となる科目群は、必修科目、選択必修科目と選択科目に分類されているが、必修科目群と選択必修科目群は専任教員によって教育が行われている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員23人（うち教授13人）、研究指導補助教員7人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員5人（うち教授5人）、研究指導補助教員8人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢構成、性別の構成、出身大学の構成、外国人教員と実務経験教員、公募制について現状は以下のとおりである。

専任教員の職位別の平均年齢は、教授が 58.8 歳、准教授が 51.0 歳、講師が 43.7 歳、及び助教が 40.1 歳となっている。

学部の専任教員 68 人のうち、2 人が建築学科・准教授の女性教員であり、2.9%を占めている。女性教員は博士前期課程も担当しており、博士前期課程の専任教員 30 人の 6.7%を占めている。

教授、准教授、講師及び助教 68 人の出身大学等の構成をみると、国立大学 34 人、公立大学 3 人、私立大学 26 人、外国の大学 4 人、その他 1 人となっている。また、大学院については、国立 36 人、公立 4 人、私立 20 人、外国 1 人となっており、特定の大学や大学院に偏っていない。

外国人教員は、学部の専任教員 68 人のうち 3 人の教員が生命情報学科、システム生体工学科の外国籍の教員であり、4.4%を占めている。学校教員統計調査(平成 19 年度)によると、我が国の 4 年制大学における外国人教員数 5,629 人の比率は、国立、公立、私立を含めて 3.3%となっている。

実務経験教員は、総教員数 68 人の 57.3%に当たる 39 人が国公立の研究機関や民間会社勤務で実務経験を有する教員であり、特にシステム生体工学科、建築学科、生物工学科の教員が多い。

教員の公募制については教員選考規程第 2 条において、「教員の採用等は、原則として、公募によるものとする」と規定し、公募の方法を定めている。

平成 21 年度より、教員研究費の重点配分を実施し、50 歳以下の若手教員への競争的研究費の重点配分を実施している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員採用は、教員選考規程に基づいて原則として公募によって採用している。このための教員選考委員会は当該学科の教授と当該学科以外の学科長、基礎教育センター長によって構成し、教授会の承認を得て設置し、非公開で行われる。選考結果を学長に報告し、学長は教授会に報告し協議を受けて採用を決定する。教員採用には別に定める教員選考基準によって、優れた人格と大学の理念・研究教育への深い理解を持つ者で、研究業績、教育業績、教授能力などを勘案して総合的に決定している。さらに、採用候補者には、自身の専門分野におけるプレゼンテーションや模擬授業を課すことにより、教育・研究能力を判断する一助としている。

特に、大学院教員選考については、大学院工学研究科担当教員資格基準によって研究業績に基づき採用を行っている。博士前期課程、博士後期課程にそれぞれ研究指導教員及び研究指導補助教員の資格基準を定め、採用及び昇任を行っている。また、大学院担当教員については大学院担当継続要件を設定し、5 年ごとに継続要件に関する審査を行っている。なお、各職位に関する教員の昇任基準に関しても、この教員

選考基準に準じて実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する定期的な評価は、学生の授業評価アンケート、及び教員の自己点検・自己評価を行っている。

平成 20 年度は、評価改善委員会が教員の教育、研究、地域貢献、大学運営に関する自己点検・自己評価を実施し、その結果を平成 21 年度に『教員の自己点検・自己評価書』としてまとめ、学長名で学内の全教員に配付している。この取組は教員相互の共通認識を高め、自己啓発に資するものであり、今後の教員評価の活用に向けてのステップとしている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各教員の専門分野に基づいた多様な研究活動がなされ、その成果が教育内容（講義、演習、実習、卒業研究及び修士・博士論文の指導）に活かされている。教員の研究活動及び研究業績は、『研究者総覧』や『教員の自己点検・自己評価報告書』、及び『研究紀要』に示されている。学部教育及び大学院教育における専門科目の授業内容は、ほとんどの教員の研究活動と対応している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を推進する必要な教育支援者として、事務職員が 16 人、技術職員が 28 人それぞれ配置されている。技術職員は実験・実習など教員の授業を支援している。

また、博士前期課程の学生をTAとして採用し（平成 20 年度は 37 人）、教育的配慮の下に学部教育の教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により学生の処遇改善を図り、指導者としてのトレーニングの機会を提供している。授業担当教員の指導の下に、演習、実験、実習などの教育補助活動を実施している。そのための大学院生の勤務配置計画、及び半期ごとの勤務報告を大学院工学研究科会議で報告している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国公立研究機関や民間会社で実務経験を有する教員が 50%超であり、多様なキャリアの教員を揃えている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、大学の理念・目的、教育理念を踏まえて学部における教育の目的・目標に基づき、「本学は工学系領域の各専門分野における真理の追究に向けて、また、地域社会の生活の質を豊かにし、広く安全を守る科学・技術の探求に向けて努力することのできる学生を求めています。さらに、専門性に加えて、技術者として国際的視野や倫理感を備え、総合的な判断力を養い、素養をもち、かつ、国内外の社会において自立して活躍できることが期待される向上心のある学生を求めています。」と平成19年度に定められている。また、各学科のアドミッション・ポリシーも定められている。これらは、大学案内、学生選抜募集要項及びウェブサイトに掲載されている。また、募集要項に明示するとともに、高校生と保護者のためのオープンキャンパス・大学説明会、入学者選抜に関する要項の配布などにより学内外に公表している。

大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、大学院の教育目標を踏まえて専攻ごとに明確に示し、学生募集要項で公表している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学者受入方針に基づき、学部・大学院において次のとおり入学者選抜を実施している。

〔学士課程〕

平成18年度までの前期日程入試、後期日程入試ともに大学入試センター試験において、各学科とも国語、数学①、数学②、物理（情報工学科は物理又は生物）、英語を課し、前期日程入試ではさらに数学の個別試験を課している。また、後期日程入試においては、小論文を課し、さらに面接を行っている。平成19年度も同様に前期日程入試、後期日程入試ともに大学入試センター試験を利用し、前期日程入試では4教科5科目（ただし、生物工学科は4教科6科目）と生物工学科を除いて数学の個別学力試験を課している。また、後期日程入試では、社会環境工学科、建築学科は3教科4科目と個別学力試験として小論文、面接を行い、生命情報学科、システム生体工学科は4教科5科目、及び生物工学科は4教科6科目を課している。

さらに、平成20年度は4教科5科目のうち、生命情報学科、システム生体工学科は数学①、数学②を

100点ずつ加えて個別試験（数学）を200点から100点にしている。生物工学科は数学、外国語の点数を2倍にし、かつ、個別試験に理科を加えている。

全ての学科で推薦入学を実施している。選考は学科により異なるが、書類、面接、小論文により判定している。

〔大学院課程〕

博士前期課程は学生募集要項（7月・10月日程）に受入方法を明示し、7月、10月に試験を行っている。選抜方法は専攻によって異なり、平成21年度学生募集要項で示すと、7月日程では建設工学専攻が書類審査と面接、建築学専攻は、専門科目に関する筆記試験と英語、面接試験を課し、システム情報工学専攻は、一般選抜Aでは書類審査と面接試験を、一般選抜Bでは英語（TOEIC又はTOEFL）、専門科目に関する筆記試験、書類審査及び面接試験により総合的に判定している。10月日程では、建設工学専攻は、英語、専門科目、面接試験を行い、建築学専攻は、専門科目に関する筆記試験と英語、面接試験を課し、外国人留学生特別選抜については面接を、社会人特別選抜は小論文と面接によって判定している。

博士後期課程は、一般選抜は修士論文、研究業績、技術開発業績、研究計画の書類審査を行い、社会人特別選抜は上記のほか、小論文、面接を行い総合的に判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人、編入学生については、受入に関する基本方針をウェブサイト、学生募集要項などに掲載している。

学部では、帰国子女及び私費外国人留学生の特別選抜を、大学院では学生募集要項の7月日程で一般選抜として、また10月日程で特別選抜として実施している。平成19年度までは留学生の志願者は減少しつつあるが、面接及び小論文によってその適正を見極めて入学許可者を決定している。

博士前期課程では10月日程として特別選抜を実施し、博士後期課程においては一般選抜及び社会人・外国人留学生特別選抜を実施している。

学部の3年次への学科別入学となる学部編入学選抜試験を、学生募集要項に沿って実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部の一般入学者選抜については、受験生の利便を考慮して前橋市での試験のほか、東京・名古屋・仙台の会場での試験を実施している。学長を入試実施本部長とし、入試委員長の指示の下、管理職教員による入試実施本部体制をとっている。入学者選抜に関する要項は、入試委員会、各学科の検討を受け、評議会の議を経て教授会で決定している。試験問題作成・印刷・答案採点者は、学長の指示により任命され、入試委員会の管理の下、各々の役割と責任を明確にし公正に実施している。決定した情報は、各試験会場及び試験室に公平に伝達する体制を構築し、公平な試験を実施している。入試に関しては、監督者要領を作成し入試業務を遂行している。また、入試に関する事故対応マニュアルを作成し、入試業務の円滑化と適切な処置がとれるような連絡体制をとっている。入学者選抜の決定は、各学科の予備選考を経て拡大教授会にて決定している。

大学院の入学者選抜に関しても、入学者選抜に関する要項は、入試委員会及び各専攻の検討を受け、評

議会の議を経て教授会で決定している。試験問題の作成・印刷・答案採点は、入試委員会及び各専攻主任の管理と責任体制の下、各々の役割と責任を明確にし、公正な試験が実施されている。合格者の決定は各専攻の予備選考を経て、大学院工学研究科会議（拡大教授会）にて決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に記載した内容に直接関係する受験科目に関して、入学後の実績を各学科で毎年検討し、受験科目の変更や採点の重み付けの変更を行っている。しかし、入学後の学生の成績など客観的なデータに基づく検証は今後の課題である。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組がおおむね行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているが、本格的な取組は今後の課題であると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 19 年 4 月に改組された工学部は平成 19～21 年度の 3 年分、平成 21 年 4 月に開始された 3 年次編入は平成 21 年度の 1 年分）

〔学士課程〕

- ・ 工学部：1.05 倍
- ・ 工学部（3 年次編入）：0.58 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：1.02 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：0.85 倍

工学部（3 年次編入）については入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の 3 年次編入を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の 3 年次編入については、定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程を基礎教育科目と専門教育科目で構成し、所定の修学年数で卒業要件単位数124単位を修得した学生に、学士(工学)の学位を授与している。

基礎教育科目は、教養科目と工学共通基礎科目から成り立っている。教養科目においては、保健体育科目を1年次に開講し心身の健康維持向上を目指している。外国語科目では、英語を柱として主として1・2年次に開講しており、計8科目16単位のうち卒業に必要な最低単位数は英語6単位を含む8単位である。英語技能検定試験の単位認定(最大6単位)も生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科で取り入れている。ただし導入後2年なので利用は少数にとどまっている(実績:平成19年度1人、平成20年度1人)。英語以外の外国語科目では、フランス語、ドイツ語、中国語を開講し言語の運用能力の強化を狙っている。総合教科である人文、社会、自然系列の科目は、それぞれ低学年次、高学年次に分けて配置している。人文(文学や歴史学など)、社会(社会学や経済学など)、自然(数学や物理学など)を、学生が卒業するまでに幅広く履修し総合的資質を養っていくことを期待している。工学共通基礎科目は、各専門教育科目を学ぶための基礎理論の習得が目的であり、「技術者倫理」「生命倫理」などの授業科目を提供している。教養科目と工学共通基礎科目からなる基礎教育科目の所要単位数は、38~50単位となっている。

専門教育科目のうち、専門基礎科目は2年次、専門科目については3年次の開講が中心となり、4年次は卒業研究にできるだけ時間を充てられるようにしている。なお、学生便覧に各専門科目群の系統を記載し、学生の科目選択の一助としている。この系統図は、専門科目群の技術分野の目標と関連する基礎科目から応用分野の科目、さらに、専門的な科目までを系統付けたものであり、この系統図から一貫した専門科目を選択することが可能となっている。専門教育科目の所要単位数は74～86単位となっている。

授業科目の内容全体について、建設工学科昼間主コース(社会環境工学科)では、J A B E E (日本技術者教育認定機構)よりそのプログラムが適切なものであるとの認定を平成19年度に受けている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成として、例えば、他学科の授業科目の履修を可能とし、また当該大学と高崎経済大学、群馬県立女子大学との単位互換協定を締結している。ただし、他学科履修は大学内の制度として利用者は多いが、他大学との単位互換の利用学生数は多くない。平成19年3月には群馬大学と教育研究に関する協定書を締結し、平成21年度より教育上の連携を行っている。

企業や官公庁におけるインターンシップは、試行段階を経て、社会環境工学科とシステム生体工学科においては3年次に正式科目として設定し、単位修得も可能となっている。

編入学生への配慮としては、既修得単位の状況が学生ごとに異なるので、入学時に個別に履修指導を行っている。

教員の研究活動の授業内容への反映については、シラバスや学生便覧に記載される講義概要等から読み取ることができる。また、教員の著作物が授業の教科書や参考図書として一部利用されていることから分かる。

また、学部学生に対し、システム生体工学科では、適宜「システム生体工学セミナー」として学外から講師を招き、科目の基礎的な内容と社会で実際に活用されている技術内容・製品等に含まれる技術動向を紹介し、学生への啓蒙活動と技術の目標設定における手助けとしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮としては、各学科の年度始めの履修ガイダンスにおいて、教育目標や履修方法がきめ細かく指導され、各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を促す課題の提示等を行っている。さらに、学生の主体的な学習を促すための取組としては、レポート課題、授業ごとの小テストの実施、及び教員による学生への質問等で各教員により、学習効果の確認と促進を図る試みを行っている。また、学年担任を定めており、適宜学期末等に学生個人に対し履修指導が行われている。

新学科改編に合わせて平成19年度より、G P A (Grade Point Average) 制度を導入している。これは3年間の学生の学習状況を把握するためのデータ収集を行うことを主眼に運用しており、現在試行段階となっている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

少人数教育を教育環境の特徴の第一に挙げている。カリキュラムはこの「少人数」の環境の下で最大限の効果を生み出すことを目標に、多様な授業形態を取り入れている。

6学科の基礎教育を担当する基礎教育センターでは、語学、理数科目等独自のクラス編成を行い、少人数できめ細かな講義体制の目標達成に努めている。基礎教育での1講義当たりの受講者数は、例えば、英語では15人に抑えるなど少なく制限しており、少人数教育の目標は達せられている。

また、各学科では工学系教育を学術、技術両面から進める工夫として、実験、演習及び講義を組み合わせるなど多様な講義展開を行っている。具体的には、

- ・ 学年専用アーキスタジオが充実しているほか、学生が自由に利用できるPCルーム等が準備されている。
- ・ 特に演習系講義においてはTAを採用し、学生の学習、理解に効果を上げている。
- ・ 実体験を通して学ぶワークショップ形式の講義が開講されている。
- ・ 理論とともに技術を会得するため、実習型講義が開講されている。
- ・ 正確な実験技術を身に付けるための実験科目が開講されている。

などの事例が指摘できる。さらに、実験科目の中では、その技術の応用分野を理解するため、企業の研究所における実際の商品試作の実施、及び工場見学の組合せにより、大学で学ぶ基礎学問がどのように社会で役立つのかを実地で体験するプログラムも試行されている。

以上、教育の特色に応じた授業と学習指導が意欲的に展開されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学生便覧にシラバスの概要を記載している。さらに、学生による授業評価から更なる充実の必要性を確認し、授業の教育目的・目標、学科の学習・教育目標との関係、授業の概要、授業計画、成績評価などを記載した詳細版を作成し、大学ウェブサイトから参照できるようにしている。シラバスは科目履修の参考として活用するよう学生に呼びかけている。授業評価アンケート結果からみると活用度は年々向上してきているが、まだ活用していない学生が半数近くいる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、おおむね活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学習のために、PCルーム、アーキスタジオ等の講義時間以外の利用を最大限認め（基本的には23時まで、特例的に終夜の利用を許可）、学生の創造、研究、学習への熱意にこたえている。また、図書館の利用時間は平日21時30分まで、土曜日も18時まで開館しており、より良い学習・研究環境の提供に努めている。

基礎学力不足の学生への配慮として、入学式後のガイダンスで数学と物理に関する基礎学力テストを実施し基礎力の判定を行い、基礎学力不足の学生に対しては補習を前期、後期と週に一回ずつ開講して専門

科目を理解する基礎知識を習得するシステムを平成20年度に試行しているが、様々な課題があり検討中である。さらに、図書館に大学の科目に関連する参考書のみならず、基礎的な高等学校・中等学校高学年の参考資料を揃えており、学生が疑問を感じたときにいつでも利用できるようになっている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等がおおむね組織的に行われていると判断する。

5-2-4④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

当該大学はかつて昼夜開講制を実施し、各学科に昼間主コースと夜間主コースを置いていたが、平成19年度の学科改編に伴い廃止し、夜間の総合デザイン工学科を設置している。夜間主コースの授業は社会人学生の勤務の態に配慮して、月曜日から金曜日の第6時限目（18時から19時30分）と第7時限目（19時40分から21時10分）に加えて、土曜日の第1時限目（8時50分から10時20分）から第5時限目（16時10分から17時40分）までを開講している。オフィスアワーは教員ごとに設定している。

また、昼間主・夜間主コースそれぞれの学生が、他学科履修制度によって互いの開講授業科目が履修できるようにしている。総合デザイン工学科の学生が他学科履修によって修得した単位のうち、最大20単位までを卒業認定要件として認めている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-4⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準は、学則の第26条（卒業の要件）、第27条（卒業）、第28条（学位の授与）及び履修規程において示している。卒業要件修得単位数は各学科とも124単位である。試験及び成績に関する事項は履修規程に明記されており、定期試験、平素の学習状況などのほか、成績の評価や単位認定に係わる基準が示されている。なお、成績の評価は、S、A、B、C、Dで表記されており、S、A、B、Cが合格、Dは不合格としている。これらの成績評価基準や卒業認定基準に関する事項の学生への周知は、入学時のオリエンテーション、学年始めの履修ガイダンス及び学生便覧への記載、さらにはシラバスなどによって行っている。

なお、旧課程における成績評価・単位認定については、A：80点以上、B：70点以上、C：60点以上、D：60点未満、X：評価なしとしていた。

また、成績結果を保護者等に学期ごとに送付し、報告している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保する取組としては、一部の学科では答案を返却する、模範解答を掲示する等の措置を講じている。また、学生からの成績評価に関する申立てを教務係が受け付けている。

申立て対象が専任教員の授業科目の場合は、学生に対して直接教員に申し出るように指示する場合もあるが、申立ての内容によっては当該教員、学年担任、学科長及び教務委員が協議して問題の解決を図っている。非常勤教員の授業科目の場合は、教務係で学生からの申立てを該当する非常勤教員に取り次いでいる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程と履修方法等は、大学院学則別表（第10条、第11条関係）に規定されている。

博士前期課程では、学部における専門教育の上により専門的な技術分野を理解し、自ら様々な問題へ応用する能力を身に付けるための共通的な数学をベースとする科目群と、大学院で必要とされる英語力やプレゼンテーション能力をスキルアップする科目群からなる研究科共通科目と、各専門分野の最新動向を取り込んだ「特論」、及び個別研究テーマに密着した「特別研究」（8単位）、「特別演習1」（2単位）、「特別演習2」（2単位）からなる専攻開設科目から構成されている。他大学と異なる分野の単位互換を実施しており、視野の広い応用力に富む研究者・技術者の育成も図っている。このほかに、群馬大学大学院工学研究科生産システム専攻との間で締結した「一社一博士創出プロジェクト」に基づいて、中国大連理工大学との海外研修プログラム、及び北京工業大学への交流学生派遣を行っている（どちらも、博士前期課程1年次の学生2人が参加）。

博士後期課程は、前期課程における各専攻分野を統合し地域環境・建築環境・システム情報環境の融合領域を統一した1専攻で構成されている。必修科目は、博士の学位取得に必要な高度で先端的な研究を実現するに十分な技術者・研究者を育成するための「特別研究」（6単位）、及び融合領域の各専門領域の技術論が2科目（4単位）で構成されている。特別研究と異分野の専門領域を習得させることで、視野の広い専門領域で通用する研究者・技術者の育成に努めている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院では、学生のニーズにこたえて単に高度な専門技術を習得させることを目的とするのではなく、習得した技術内容を自ら応用できる能力の研鑽を目的とした授業内容になっている。

博士前期課程では、必修科目である「特別演習1」、「特別演習2」、「特別研究」によって研究に関する理論の理解、テーマへの適用・実験手法等を体得させ自ら問題を解釈し解決策へと筋道を発見する訓練をしている。専攻開講科目では、選択科目によって博士前期課程に関連する幅広い技術内容を習得し、自ら技術の体系化を行える能力の育成を図っている。また、共通科目である「プレゼンテーション演習」では、技術者が遭遇する英語による発表の場を想定して、ストーリー作成から発表のマナーまでを一貫し

て習得できるように考慮されている。

学部での履修内容をベースに、講義の入門として学生に大学院教育の目標・意義を理解できるように工夫を凝らしている。さらに、博士前期課程においては、当該大学と高崎経済大学、群馬県立女子大学の大学院単位互換、及び群馬大学大学院工学研究科との単位互換を実施しており、より広い視野での問題解決能力を養うことが可能な科目体系となっている。

博士後期課程では、教員の研究分野と関連した科目を設定し、研究成果を資料やテキストとして使用するなど、授業内容においても基礎的専門知識のほか最近の研究動向や新しい知見、将来の技術展望を自ら考えさせる内容を織り込んだ授業を展開している。必修科目として、「特別研究」では博士研究テーマによる課題解決能力の実践を行っている。この「特別研究」では、博士後期課程学生1人に対し、指導教員、副指導教員2人を指定して個別指導を行うようになっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程では、授業に際して学生が主体的に発表を行うことができるように教育指導されている。

博士前期課程では、多くの開設科目において、事前に資料もしくはテキストを配付して予習及びプレゼンテーションの準備を行わせた後に、授業時に発表や同級学生の議論をリードできるように教育指導している。また、適宜レポート課題や試験を行い確実に技術内容が身に付いているかをチェックできるようになっている。必修の「特別演習1」「特別演習2」「特別研究」については、学生各々に指定された指導教員及び2人の副指導教員の指導体制の下に研究指導が行われている。近年は、国内外の学会発表会等への参加、査読論文投稿を促進している。

博士後期課程の開設科目については、テーマと関連する内容を議論した後に十分な時間を用意してプレゼンテーションを行わせ、内容の十分な理解が行われているかを総合的にチェックしている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

開設科目数については、博士前期課程で68科目、博士後期課程で22科目となっており、少人数教育体制と幅広い分野から、より専門的な技術領域を自由に選択できるようになっている。専攻ごとに特色のある授業形態の組合せ・バランスを考えて、問題解決能力の習得を主眼に授業を展開している。例えば、システム情報工学専攻の分野では、専門科目群は講義と演習・研究の配分が3：2となっている。また、講義では、習得した知識の実践能力を養うことを目的に、コンピュータ・シミュレーションを課題としたり、理論を検証する事例調査を行うなど、演習や実習の要素を導入した教育内容を実践している。さらに、実践的な技術を身に付けるため、学外の講師を招き集中講義等も実現している。

これらのことから授業形態の組合せ、バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは学生便覧に掲載される科目内容（簡易版）、いつでも参照できるウェブサイトシラバス

(フォーマットが統一されている)、さらに、授業開始時に受講学生に配付する詳細版シラバスが用意されている。

シラバスの中に、大学院の目標、当該科目の目標とその関連を明記している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

当該大学大学院は昼夜開講制を実施しており、開設科目については1年ごとに昼夜を交替する方式で学生の利便を図っている。また、開設科目によっては参加学生との協議によって、授業運営に最も適した時間帯に移動させることも可能となっている。

これらのことから、夜間において実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

博士前期課程では、入学試験時に研究テーマとその内容を登録させ、入学時に卒業研究の成果を踏まえて実際に研究するテーマと研究内容を登録させている。この内容に従って個別の研究指導を実施している。さらに、研究室に配属された後、指導教員と詳細な研究テーマの作成、及び日々の討議を重ねて研究内容の選択や関連する幅広い技術分野の習得を可能としている。博士前期課程の2年間で学会発表（研究会・学会参加）や論文投稿を推奨している。

博士後期課程では、指導教員及び2人の副指導教員を配置してより専門性を高めるべく教育指導が行われている。また、年度ごとの研究報告書の作成を義務付けており、進捗状況に応じて適時教育指導を行える体制が整えられている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

博士前期課程では、1人の学生に対し指導教員1人、副指導教員2人を指定して複数人による研究指導を実施している。研究成果については、指導教員を含む3人の教員による中間発表、及び予備審査と公聴会を実施している。

また、博士後期課程では、1人の学生に対し指導教員1人、副指導教員2人（うち1人は分野の異なる教員）を指定して研究指導体制を確立している。学位論文の審査については、学内審査委員3人及び学外審査委員2人により研究の動向を踏まえた広い視野からの審査を行う体制を整えている。

研究テーマについては、入学時に討議による研究計画作成を行い、適宜進捗の確認を行いながら指導をしている。特に、博士後期課程の学生に対しては年次の研究報告書を作成し、期間内の学位取得を目指して個別の指導を行っている。

博士前期課程の学生については、修了時に研究内容の概要書を作成し、学内及び学外の関係する技術者を招いて発表会を行い、内容の濃い質疑を経験させるように指導している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

授業の成績評価は、講義中の討論、プレゼンテーション、レポートの内容、試験結果などのいずれか、又は総合判定によって行い、評価をA、B、C、Dの4段階評価としてA、B、Cを合格としている。科目ごとの具体的な成績評価方法は大学院シラバスに記載するか、もしくはガイダンス時に説明を行うことで周知されている。修了認定基準の基本的事項を大学院学則に定めるとともに、修了認定基準に則って修了が認定されている。成績評価基準、修了認定基準等は入学時のガイダンスや指導教員からの説明によって周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

修士論文及び博士論文の審査の手順と審査の委員会については、「前橋工科大学修士及び博士学位審査等取扱要領」で規定されている。大学院工学研究科会議で、審査の申請のあったテーマごとに論文審査委員会を設置している。この委員会は、修士論文については主査1人と関連のある分野の副査2人から構成されている。博士学位論文では、主査1人、学外から専門分野の副査2人、学内から2人（1人は専門分野外）の5人以上で構成される。審査される項目は、修士論文の場合、修士論文発表会でのプレゼンテーション、その際の質疑に対する応答等である。博士論文の審査では、論文発表会でのプレゼンテーション、その際の質疑に対する応答等、さらに、専門分野に関係する外国語についての能力試験である。

博士後期課程では、学位取得要件として

- (1) 専攻する工学分野における主要学会の審査付論文集に一編以上論文を掲載する。
- (2) 関連学会における審査付論文を一編以上掲載する。
- (3) 国際ジャーナル又は国際会議での発表論文を有する。
- (4) 予備審査、論文審査及び最終試験に合格する。

を内規で定めており、博士課程担当教員会議で審査される。審査結果は「論文審査及び最終試験の結果の報告書」として学長に報告され、この結果と修得単位数を基に、大学院工学研究科会議で審議し、修了及び学位授与の認定を行っている。また、在学期間を超えた申請者に対する学位認定の手順も規定されており、学生の利便を考慮している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生は年次ごとに修得単位の結果を保護者とともに受け取るようになっており、現在の履修状況も合わせて確認できるようになっている。成績内容に異議がある場合には、学生は教務委員会に申立てを行うことができる。教務委員会では、学生の申立てを受けて当該担当教員に連絡し、申し立てた学生と協議を行うようになっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 建設工学科昼間主コース（社会環境工学科）では、JABEEによる認定を受けるなど、優れた教育に取り組んでいる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

前期・後期終了時に、授業評価アンケートを実施することにより、配置された科目の意義等を学生が十分に理解しているか、また講義の到達目標が達成されているかのチェックを行って各教員に結果を通知し、改善の資料とするように勧告している。

社会環境工学科では、年度当初の学年別ガイダンス時に「学習教育目標の達成度点検」を実施し、学生に自己確認をさせている。さらに、シラバスに掲げた各授業の教育目的・目標の達成度についても科目ごとに「達成度評価アンケート」を実施し、分析結果を各教員が授業の改善、向上に役立てている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による単位修得率(単位修得科目数/履習科目数)は、学科による差異はあるが平成19年度は82.6%~90.5%、平成20年度は72.7%~89.7%である。

平成20年度における標準修業年限内の学位取得率は、学士課程においては昼間主コースが78.6%~90.6%、夜間主コースが45.5%~54.3%であり、博士前期課程においては66.6%~80.6%である。博士後期課程における標準修業年限内の学位取得率は、年度による差異はあるが0%~20%と低い。

建築学科では学生たちに大学外部の各種コンテストへの応募を指導しており、東京銀座中央照明デザイン設計コンペ(平成18年)の最優秀賞、経済産業省資源エネルギー庁主催「ロ・ハウス設計コンペティション2008」では最優秀賞(学部4年生1人)・佳作(学部4年生2人)を受賞、「イシカワグループ設計コンペ2008」では入選(学部4年生1人)、「イシカワグループ設計コンペ2008」、「六花の森 Tea House Competition」において入賞(大学院生1人)、「第2回長谷工住まいのデザインコンペティション」課題「30年後の集合住宅」において優秀賞(大学院生2人)などの成果を上げている。

これらのことから、博士後期課程を除いて教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生の授業評価アンケート調査を前期及び後期の全科目に対して実施しており、その分析結果を全教員にフィードバックし、授業や学習環境の改善に努めている。授業アンケート調査内容は以下のとおりである。

- ① 授業に対する評価（教員の話し方、スライドやパワーポイントの内容等に関する質問）
- ② 授業への学生の取組（授業への出席状況、シラバスの利用度、自己学習の程度等に関する質問）
- ③ 調査に関する自由意見

アンケートにおいて、例えば「この授業を履修してよかったですか」に対して、学士課程では「よかったです」が38%~44%、「普通」が53%~57%、大学院課程では「よかったです」が83%という結果である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各年度末の時点で行なっている統計データから、学士課程における卒業生の就職内定率は平均して90%強である。主な就職先は建築業などである。また大学院への進学率は20%強である。

博士前期課程の年度別就職率も80%弱~100%で推移している。主な就職先は建築業、システム関連企業などである。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学科の教員が、毎年それぞれの分野の企業等を訪問し、人事担当者から情報を得るとともに大学に対する意見・要望の把握に努めている。また、県内の企業の集まりには積極的に参加し、就職情報の収集と就職先の拡大に努めるとともに、卒業生が就職している企業に対し卒業生の在学時に身に付けた学力や能力に関する意見を聞く努力をしている。関係者の意見では、「大学における教育の効果あり」、「学生が希望する専門職に就くための基本的な思考力を養うことができ、就職後においてもそれが役に立っている」という評価を得ている。

読売新聞東京本社発行のYomiuri Weekly（平成20年8月13日号）の記事の一つに、就職に強い「大学200」という統計記事がある。それによると、平成18年のデータで前橋工科大学は就職決定者数299人以下の200校中10番にランク付けされている。大学院に関しては修了生がまだ少なく、修了生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等について意見聴取は行っていない。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 建築学科では学生が各種コンペティションにおいて優秀な成績を上げていることや、高い就職内定率を実現していることは評価できる。

【改善を要する点】

- 大学院の標準修業年限内の修了率が低い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程においては年度始めに全学生に対して授業科目の履修に必要なガイダンスを行っている。

新入生については大学教育の仕組みの説明と併せて、履修方法に関する統一的な指導と学科ごとによる専門科目の履修指導を実施している。さらに、新入生に対しては各学科でオリエンテーション（日帰り又は一泊）を実施している。オリエンテーションでは将来計画を立てるための関連企業見学、選択する専門分野を決めるための教員と学生との討論などを行っている。在学生については、学年、学科ごとに分けて科目の選択等に関する説明と履修上の注意を説明している。卒業研究はできるだけ学生の希望に沿ったテーマで行えるように、配属先を決定するための説明会を実施し、学生のアンケート調査によって希望を聞いた上で配属先を決めている。また、大学院への進学に関するガイダンスを、学部3年次生を対象に全体及び各学科で行っている。

大学院に対するガイダンスは、各専攻、研究室単位で行っている。ガイダンスでは、履修方法、時間割表、年間予定表等について説明している。さらに、学部学生も対象として、教育研究の進め方、修了者の進路等の説明、既に社会に出て活躍している先輩を招いて体験談などを聞かせる機会も別途設けている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学生の要望は、学生自治会あるいは学生個人が事務局の担当係へ提出していることが多い。平成20年度には、要望の提出を容易にするため学生委員会の下に学生総合相談窓口を設けた。

学生、学年担当教員、助言教員、そして学生委員会等の関係機関相互の緊密な連携を図ることで、学生のニーズを把握し快適で充実した学園生活を送れるように努めている。

基礎教育科目・専門科目ともにオフィスアワーを設定しており、学生はこれを通じて学習相談等が行えるようになっている。学年担当教員は各学科・学年ごとに2人が対応しており、これらの教員が学生の相談に応じるようになっている。高学年次生は、ゼミや卒業研究の時間を通して教員へ相談ができ、助言も得ている。

新入生については、大学についての知識がほとんどないため細かな説明を行ってもどこから手を付けてよいか解らず悩んでいる学生がいる。このような場合に対処するため、生命情報学科・システム生体工学科では、4～5人程度の学生に対し教員1人を割り当てる助言教員制度を設け、他の学科では学科担当の教員が種々の悩み事の相談に応じている。4月、5月頃は履修方法や学習内容等についてかなり利用され

ている。

大学院学生に対しては専攻ごとのガイダンスのほか、指導教員が履修科目選択の指導、助言を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

学科ごとに、学年担当教員、助言教員が単位修得状況によって特別に問題のある学生には、学生個人の生活を含めて相談に応じている。特別な支援を必要とする学生には、学年担当の教員と学科長が連携して支援を行うシステムが準備されている。

ここ数年、近隣アジア諸国からの私費による留学生数は減少傾向にあるが、留学生については母国で修得した科目を考慮しながら、専門科目については各学科長、学年担当教員及び基礎教育センター担当教員との連携による指導が行われている。

総合デザイン工学科は社会人を入学生の対象としているが、社会人の個々の状況を把握しながら適宜指導を行っている。

障害のある学生は現在通学していないが、障害者用トイレ、スロープ等について改善に努めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

図書館に併設する自習室やグループ討論室、さらにはピロティールームを利用した自主学習が可能となっている。学生会館一階ホールも多目的に利用することができる。また、UNIXルームの空き時間を利用してインターネット検索やプログラミングの学習も行えるようになっている。学内において学生が利用できる無線LAN設備を設け、各自のパソコンを用いて情報検索が出来るようになっている。また、大学院生には自習室を確保して自学自習を促している。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成16年度に新クラブ棟が建設されたことを機に、各クラブの責任者、顧問教員を明確に定め管理側との連絡調整が支障なく行われるような体制を確立した。あくまでも学生の自治を中心に置きつつ、各クラブの活動の予算配分等を学生係が相談に応じる形で、サークル活動、学園祭等の行事が実行できるようにしている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生の種々の相談には、学生委員会、学生委員、学年担当教員が中心に対処している。保健室が設置され、専任の保健師が健康相談に当たっている。平成20年度の利用件数は学部学生333件、大学院学生28件である。年度始めには全学生に健康診断が行われている。また、就職相談室を設け、相談員（商工行政の経験を持つ嘱託員1人）が常駐し学生がいつでも立ち寄れる状態にしている。平成20年度の相談件数は126件である。

ハラスメント等については倫理委員会が所管すると定められており、特にセクシュアル・ハラスメントについては男女教員及び事務局職員を相談委員として配置し対応に当たっている。

学生からの要望に対処するために学生総合相談窓口を設けている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の実家が災害に遭い災害救助法の適用地域になった場合は、緊急の貸し付け対応が日本学生支援機構よりあることから、事務局は電子掲示板等で学生への迅速な周知を図りその取り次ぎを行っている。また、授業料の減免についても対応している。

災害による授業料減免事例として、自宅が全焼した学生の当該年度後期授業料について半額減免を行い、平成19年7月16日に発生した新潟中越沖地震により、住家の一部損壊した学生の平成19年度後期授業料について半額減免を行っている。

私費留学生については、特別な生活支援が必要と考えられる場合、学科長（窓口）、教員が中心になって対応をしている。規程に基づき授業料の減免を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金団体の募集を学生に公開し、経済的援助になるよう努めている。奨学生候補者の選考は、学生委員会が中心となって行いその結果を教授会に報告している。

年によってばらつきはあるものの、日本学生支援機構の奨学生は増加傾向にあり、平成20年度は、学部、大学院合わせて第一種無利子貸与が44人、第二種有利子貸与が80人となっている。また、授業料減免制度について、平成20年度は19人が減額（半額）の措置を受けている。このほかに県人会などからの奨学金を利用している学生もいる。

また、学内では学生食堂を設け食事等の経済的な負担を軽減するとともに、学生生活の利便性を提供している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 79,908 m²、校舎等の施設面積は 31,060 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

授業は 1 時限 8 時 50 分から 7 時限 21 時 10 分であるが、原則 23 時まで施設使用が認められている。それ以降の教室使用は学生が「教室使用願い」を提出し、担当教員が認めれば使用可能となっており、学生の自主的な勉学向上心を支援している。学部 4 年次生及び大学院生の研究室使用は原則使用制限は無く、学生はセキュリティカードを携帯しており出入りは可能である。

附属図書館は、平日は 9 時から 21 時 30 分まで、土曜は 9 時 30 分から 18 時まで利用可能である。また、設計等の演習系授業については夜間学生専用の教室を設けている。

校舎等は一部の古い建物を除いてバリアフリー化されている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

平成 19 年 4 月に「図書・情報センター規程」、「図書・情報センター運営要綱」を制定し、従来の図書館と情報センターの機能を統合している。

ネットワーク機器の老朽化に対応するため、平成 17 年度に大幅な機器更新を行い、担当教員が行っていたシステム管理をアウトソーシングしている。

また、従来の学内情報ネットワークは、セキュリティに対して無防備で外部からの攻撃を受けることが多かったため、運用方針を見直しファイアウォールを設置するなどの改善を行っている。

セキュリティの確保には、機器やシステムの改善のみならず利用者の教育が重要であるため、新入生と転入生にはセキュリティ講習を義務付け、修了したものに PC ルームと UNIX ルームの使用とメールアドレスの利用を許可している。

Windows パソコン 61 セットを備えたパソコン教室及び Windows サーバ 1 台を含むサーバ 5 台と、Linux 端末 70 セットを備えた UNIX ワークステーション教室が整備されている。これらは各種の授業に用いられているほか、授業時間外は、9 時から 23 時まで教室を開放しており常時学生に利用されている。

これらの教室とは別に、一般の講義室に教員用の教育支援機器を設置した講義教室を 5 室整備しており、利用頻度は高い。

キャンパス内から無線LAN対応ノートパソコンでインターネットが利用できるHOTSPOTを設置している。また電子掲示板も設置している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

校舎、校地等のほか、附属図書館、体育館、クラブ棟等の諸施設を有しているが、これらの諸施設についてはそれぞれ規則・規定を定め、当該施設を所管する各責任者等が所属職員に命じて、当該施設・各種設備等の保安・点検、管理を行っている。警備業務、清掃業務については、専門業者に委託し日常の維持・管理を行っているほか、昇降機・空調設備・消防設備・通信設備などについても専門業者と契約を結び、定期的検査を行い安全管理に努めている。また、学部4年次生及び大学院生には、日頃の研究活動に支障のないよう各自に対してセキュリティカードを貸与している。また、カードの管理指導は各研究指導教員が行っている。

学則、学生通則等の学生生活を送る上で必要な諸規則、及び校舎使用の運用方針等は学生便覧に記載し、ガイダンス時に説明を行っている。また、学則についてはウェブサイトにおいても確認可能である。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館棟は築30年を経過している。平成9年4月の四年制大学昼夜開講制への移行に併せて平成8年に改修工事を行い、書架及び閲覧スペース607.50㎡を拡大し、現在の総床面積は2,077㎡である。座席数145席、その他グループ学習室等があり、利用は昼間、夜間に分散されるため特段の支障はない。

平成19年度からの開館時間は原則として月曜日～金曜日は9時から21時30分、土曜日は9時30分から18時、夏季・春季休業期間の月曜日～金曜日は9時から17時となっている。

学術研究資源の地域の市民による活用のため、学生及び教員以外の一般市民にも公開している。

平成21年5月1日現在の蔵書は、図書70,810冊、逐次刊行物679誌、視聴覚資料1,249点を所蔵している。

平成19年4月から電子ジャーナルを導入しているが不十分な状況にとどまっている。

資料収集は、「各学科の学習科目」、「学術研究」、「学生の生活」に配慮し、利用状況、蔵書の状況を踏まえ計画的に収集している。蔵書の利用及び管理の良好な環境を保つため、蔵書点検は年1回実施し、図書等の保存及び除籍に関する取り扱い指針による不要資料の廃棄により収蔵の効率化を図っている。

インターネットを介した電子的情報源への利用効果を高めるため、平成17年4月に図書館システムを更新しOPACを開設した。また、平成17年6月に国立情報学研究所学術コンテンツ・ポータル機関定額制サービスに加入、NACSIS-CAT/ILLに参加している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 電子ジャーナルの整備が十分とはいえない。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示すデータ等、すなわち、カリキュラム、シラバス、履修登録状況、単位修得状況、成績表等に関するデータや資料は大学事務局で収集し、設置者である市の行政情報等取扱規程に準拠して保存管理している。教員の研究業績リストは『研究紀要』、『研究者総覧』で毎年発行し、附属図書館で保存、博士論文は附属図書館で、『卒業研究梗概集』、『修士研究梗概集』は各学科（専攻）で保存管理している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生による授業評価アンケートは、学部・大学院とも平成 16 年度末より学期末に行っている。配付・収集の集計処理を教務委員会が行い、年間の集計・分析を FD 委員会が行っている。この結果は教員に個々に返却し、改善意見を提出させるなどして教授法等の改善に役立てている。

平成 20 年度の教育の質の向上活動状況は、『平成 20 年度 前橋工科大学 教育力の向上・FD 活動報告書』としてまとめている。

学生のニーズについては、各学科に学年担当教員を設置し、各学年の学生の相談に応じる体制をとっている。また、各教員はオフィスアワーを設置し相談を受ける仕組みとなっている。

平成 20 年 7 月には、学生等との意見交換会（大学後援会、教員、事務局及び学生）も実施し、大学食堂・売店改善、インターネットアクセス設備や、電子掲示板設置、コピー機の紙不足解消等の要望が出された。その要望のうち、インターネットアクセス設備、電子掲示板等について対処している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上・改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成 19 年に外部評価委員会を立ち上げて 2 回開催し、課題提言を受けた。その外部評価委員会の提言は、『前橋工科大学外部評価報告書』にまとめられウェブサイトで公開されている。また、提言に対する取組は評価改善委員会（FD 専門部会を含む）、「課題提言と対応」にまとめられ、平成 21 年 2 月に開催された外部評価委員会の評価を受けており、社会環境工学科及びシステム生体工学科での「社会人基礎力の教

育」等、具体的・継続的に教育の質の向上に活かされている。

また、建設工学科では平成 19 年度の J A B E E 認定に伴い、教育の質の向上及び改善の取組が行われている。

企業訪問による人事担当者からの意見・要望の把握、県内企業の集まりにおける卒業生就職先からの就職者の学力・能力についての意見の聴取については、各学科で対応している。得られた意見等は関係教員に伝え、個々の教員の改善の資料に供している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上・改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

「学生による授業評価」などの評価結果に基づく個々の教員の質の向上、授業内容、教材、授業技術等の改善への対応は、担当授業科目の学生の評価結果と学生意見等を見て、担当教員が「今後の授業改善策」のコメントを提出している。具体的には、シラバスで授業内容を詳しく説明する、授業の中で演習問題を増やす、レポート課題や宿題を出す、板書を丁寧に書くなどの改善に取り組んでいる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的に改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は、評価・改善委員会（FD専門部会、平成 18 年度まではFD委員会、平成 21 年度から再度FD委員会）が担当し、全教職員の参加の下に実施されている。

教職員向け全学FD研修・講演会は、平成 20 年度に 4 回実施し（そのうち 1 回は担当教職員のみ参加）、教員は約 85%、職員は約 40%の参加がある。このほかに、教員個人が学外のFD研修会へ参加している。平成 20 年度の活動は、『平成 20 年度 前橋工科大学 教育力の向上・FD活動報告書』（平成 21 年 3 月）としてまとめられている。平成 21 年度には、高崎経済大学のFD・SD研修会に教職員が 7 人、大学セミナーハウスFD研究会に新任教員 1 人が参加するなど、教育の質の向上への意識改革に努めているが、全学的な取組はなく、他機関開催のFD研修会等への参加も若干名にとどまっている。

これらのことから、FDが十分に実施されているとはいえないと判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育補助者として技術員が各学科に 1 人配置され、各学科において授業担当教員の指示により具体的な教育補助業務の内容等が説明され、授業（実験・演習・製図・実習等）や事務業務で学生の教育補助者として従事している。技術員の任期は 3 年である

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

前橋工科大学

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- FDに関する大学としての取組が十分とはいえない。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

前橋市を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

また、当該大学では、平成 13 年度に 5 号館（大学院棟）、平成 19 年度には 1 号館（新管理・講義棟）を建設しているが、建設財源には、主に起債を充て負担の平準化を図っているが、大学自身の債務といった概念はない。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、当該大学としての債務は存在しない。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、前橋市一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

また、当該大学では、社会貢献を目的とする傍ら外部資金獲得の推進も徐々に強化されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、前橋市を設置者とする公立大学であり、毎年度の前橋市一般会計の歳入歳出予算については、前橋市議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき市民に公表している。

当該大学では、予算編成に当たって、中期計画を具体化した年度ごとの計画を作成し、年度計画に基づき、学内委員会・協議会・教授会の議を経ており、予算成立後関係者に明示している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、前橋市を設置者とする公立大学であるため、前橋市一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学長の指示の下に、評議会で審議を行い、教授会の議を経て予算配分を行っている。

また、施設・設備に係る予算配分については、施設面では、一部の施設で老朽化もあるが、順次、建て替えを含めた整備を進めてきている。設備面については、毎年度、一定額の予算確保を図り、工夫しながら充実に努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学は、前橋市を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、前橋市一般会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、前橋市ウェブサイト、広報等で市民に公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、2年に1度前橋市監査委員による監査が行われている。

また、指摘改善・指示事項・検討事項など、改善に向けた公表が行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学の基本方針や重要事項を審議するため、運営会議、評議会、教授会及び大学院工学研究科会議が設置されている。

運営会議は、学長、副学長、工学部長、学生部長、及び事務局長により週に1回開催されている会議で、必要な審議案件を評議会・教授会・工学研究科会議へ提出するための調整をしている。評議会は、運営会議のメンバーに加えて、6学科長、図書情報センター長、地域連携推進センター長を加えた会議で、運営に関する重要事項が審議され決定されている。教学事項は、教授会・工学研究会議で審議・決定されている。教授会・工学研究科会議、及び評議会は月に一度の頻度で開催されている。

また、事業運営を円滑にするため、図書・情報センター、地域連携推進センター、基礎教育センターのほか、総務、教務、学生、入試、研究、就職、広報、評価・改善、FD、倫理の各委員会が設置されている。さらに、状況に応じ目的に応じた特別委員会を設置できる体制を整えている。

運営について、評議会で審議を行い、教授会で承認を得ることを基本方針としている。評議会は、毎月定期的、及び臨時に会議を開催してその時々の議案を議論できるようになっている。

事務組織について、事務局は総務課、学務課の2課からなっている。

事務組織の業務は量・質ともに年々負担を増す中で臨機応変に対応し、就職対策室の設置、地域連携担当職員や学生の健康管理を目的とした正規保健師の配置など組織強化に努めている。今後も法人化についての検討や教職課程の設置、大学院の改編等、大学全体に関わる大きな改革が予定されており、事務局体制の更なる充実が必要となることが考えられる。

一方、事務局職員は前橋市職員の一般人事の中で配置されるため、定数管理上削減・合理化を基本とすることは他部局と変わらない。在任期間は平均で3年～5年で、長期にわたり在職する者がいないため、専門的スキルを身に付けた職員の育成が課題である。

危機管理体制は、学内連絡網、入試に対する事故対応マニュアルを整備実行し、安全管理体制を整えている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

管理運営組織として、評議会及び教授会が設置され学長が議長を務めている。運営会議は学長の諮問に応じ、大学の運営について必要な事項を審議する。評議会は大学の運営に関する重要な事項を審議する。教授会における審議事項は学則第 41 条第 4 項に規定されている。また、教授会の運営に関する連絡、調整、企画、調査等に当たるため、各種委員会を置くことができる規定となっている。また、学長以下副学長、工学部長、学生部長、事務局長、事務局関係課長が参加する運営会議を週 1 回開催し、大学運営上必要な事項を審議している。さらには、各学期の始め及び年頭には全教職員を対象に全体会議を開催している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、各学科に学年担当教員を配置し、各学年の学生の相談に応じる体制をとっている。

平成 20 年 7 月には、学生等との意見交換会（大学後援会、教員、事務局、学生）を実施し、大学食堂・売店改善、インターネットアクセス設備や、電子掲示板設置、コピー機の紙不足解消等の要望が出された。その要望のうち、インターネットアクセス設備（HOTSPOT 3 か所設置）、電子掲示板学内 2 か所設置等について対処している。

教員のニーズ把握については、教授会、学科会議が定期的で開催され、民主的な討議により意見が顕出されている。

さらには、同窓会、後援会を定期的で開催するとともに事務局に担当者を置き、学外関係者からの意見・要望を聴取しながら大学運営に努めている。

平成 19 年度には、大学関係者、研究機関の研究者、地域企業の関係者、行政に係わる者等から構成される外部評価委員会を設置してその評価・提言を受けてフィードバックし、運営に反映している。

その他学外関係者のニーズ把握については、前橋市が設置した公立大学であることから、前橋工科大学設置者会議を年 1 回開催し、設置者との審議を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の研修については、前橋市職員の研修計画によって行われている。前橋市職員課による年代、役職別に行われている研修への参加などが挙げられる。

また、公立大学協会等主催の研修会へも、テーマに基づき機会を捉え、予算との兼ね合いを考えながら積極的に参加できるよう配慮し、職員の資質の向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、「前橋工科大学の設置及び管理に関する条例」「前橋工科大学処務規則」等、大学運営における諸規程、規則をはじめ、学長訓令としての規程、その運用面での要綱（項）、基準などを整備している。

管理運営に関わる委員や役員の選考については、各委員会規程又は要綱に定められ、採用に関する規定や方針は教員選考規程、各構成員の責務と権限は学則及び服務規則に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の運営に関する意志決定を行うために、月に1度、評議会・教授会を開いており、この会議の中で活動状況などが各委員会等から逐次報告されている。また、これら会議の議事録は大学のLAN上（サイボウズ）で共有され、教職員が必要に応じてアクセスすることが可能である。また、この会議録は行政文書として前橋市に文書登録されており、前橋市情報公開条例・前橋市個人情報保護条例等による所定の手続きを経れば第三者にも情報開示することが可能である。

大学の財務関係データ及び人事関係データは事務局総務課で収集保存している。また、学生の成績データ、個人調書等のデータは、事務局学務課学生情報システム及び鍵付書庫内に蓄積保存している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価は、平成19年3月までは自己評価等実施委員会が、平成19年4月以降は評価・改善委員会が実施している。過去5年間に行った自己点検評価の報告書は、次のとおりである。

- ・ 『前橋工科大学自己点検評価報告書』平成15年3月（博士前期課程完成年度）
- ・ 『前橋工科大学自己点検評価報告書』平成18年3月（博士後期課程完成年度）
- ・ 『前橋工科大学自己点検評価報告書』（概要版）平成19年11月

工学部、博士前期課程、博士後期課程の開学、設置は、それぞれ平成9年4月、平成13年4月、平成15年4月で、上記の報告書は、それぞれの完成年度の節目で自己点検・評価を行ったものである。

自己点検・評価報告書は、学内全教員・事務局役職者、全公立大学、工学部を有する国立大学、工学部

前橋工科大学

を有する近隣の私立大学、群馬県内私立大学、前橋市役所関係者、群馬県庁関係者、前橋市議会、文部科学省等関係省庁等へ約 300 部を配布しており、さらに大学ウェブサイトでも公開している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 19 年度に外部評価委員会を設置し、定期的に学外者による検証を行っている。また、委員会を開催し、活動状況をまとめた自己点検評価報告書の内容について評価・提言を受けた。その評価・提言に対して、平成 20 年度にも委員会を開催しフォロー結果の評価・提言を受けた。外部評価委員には大学関係者 2 人、企業の経営者 1 人、研究機関の関係者 1 人、行政に係る者 1 人の計 5 人を委嘱し、評価結果は外部評価報告書としてとりまとめられ、大学のウェブサイト上で公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 19 年度に実施した外部評価委員会での評価・提言を受けて、平成 20 年度に再び外部評価委員会を開催し、フィードバックした結果を説明しその評価・提言を受けている。

その結果管理運営について、総務課内に大学改革推進室を設置し事務局職員を増員している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学の基本的な情報はウェブサイト上で公開されている。

各教員の教育研究活動は、地域連携推進センター、パンフレット配布、『研究者総覧』等配布、専門講座及び公開講座開催などで社会に発信している。これらは大学の教育研究活動として、ウェブサイト上でも公開している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 前橋工科大学

(2) 所在地 群馬県前橋市上佐鳥町460-1

(3) 学部等の構成

学部：工学部（社会環境工学科，建築学科，生命情報学科，システム生体工学科，生物工学科，総合デザイン工学科）

4年生以上（建設工学科，建築学科，情報工学科）

研究科：工学研究科：建設工学，建築学，システム情報工学各専攻（博士前期（修士）課程），環境・情報工学専攻（博士後期（博士）課程）

附置研究所：地域連携推進センター

関連施設：図書・情報センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日）

学生数：学部 1,133名，大学院 92名

教員数：68名

2 特徴

前橋工科大学の前身の前橋市立工業短期大学は，人材育成や勤労青年に高等教育の機会を提供する等の地域社会の要望に応え，昭和27年に前橋市立工業短期大学建設工業科第二部を設置し，以来40有余年にわたり，4,300人に及ぶ建設・建築技術者を養成してきた。そして，平成6年には，建設工学科，建築学科，情報工学科，3学科構成の昼夜開講制を持つ短期大学へと改組した。

そして，平成9年4月に，前橋工科大学は，昼夜開講制の工学部建設工学科，建築学科及び情報工学科の3学科からなる単科大学として開学した。平成13年4月には昼夜開講制に基づく大学院工学研究科博士前期課程を開設した。博士前期課程には，学部の各学科に対応する，建設工学，建築学及びシステム情報工学の3専攻を開設し，学部教育の専門化と教育研究の充実を目指した。

続いて，平成15年4月に昼夜開講制に基づく大学院工学研究科博士後期課程を開設した。

博士後期課程は，地域社会の発展に期することを目的とし，分野間の教育・研究の協力をより容易にするため環境・情報工学専攻の一専攻とした。

また，本学の設置者前橋市の将来都市像，「生命都市いきいき前橋」の基本構想のもとに，大学改革を続行し，平成19年4月に，住民の生命と健康の増進，安全で安心できる環境の形成，豊かな文化の発展を目指し，文化・環境を科学する学科：社会環境工学科，建築学科と，生

命・健康を科学する学科：生命情報学科，システム生体工学科，生物工学科，および，社会人対象の学科：総合デザイン工学科に拡充改編した。

これら大学全体の取り組みが市民からも理解され，財政が厳しい中，教育研究用施設，体育館の新設や課外活動用クラブハウスの新築，管理講義棟新設等ハード面も年々充実してきている。

このように，本学は，前橋市の発展と共に歩み，地域産業の活性化と成長に寄与している。

本学の特徴は，次のとおりである。

1. 地域に根ざす公立工科系大学

前橋工科大学は，全国的にも数少ない公立の工科系大学（設置者前橋市）で，地域の人々や産業界，各大学と連携しながら，地域の発展に貢献している。

2. 他学科履修の推進

急速な科学技術の高度化，多様化に対応するために，その周辺領域の科学知識や技術の理解が必要となり，他学科の専門科目を受講できるようにしている。

3. プロジェクト研究の導入

本学は，社会環境工学科，システム生体工学科および生物工学科において，専門的知識の深化と技術の修得を目的とした，プロジェクトによる特別研究指導を実施します。学生は，プロジェクト研究を通じて，自己の進路を照らした課題探求ができるようになっている。

4. 実践的実務的な社会人教育の推進

夜間に開講する総合デザイン工学科を設けて，地域職業人の実践的実務的な技術者の養成を行っている。

5. 大学院工学研究科

本学は，大学院工学研究科博士前期課程（修士課程），博士後期課程（博士課程）を開設しており，より高度な専門的技術者や優れた研究者の養成ができるようになっている。

6. 他大学・産業界等との連携

本学は，群馬県内の公立2大学（群馬県立女子大学と高崎経済大学），群馬大学との間に，教育・研究等の協力を図る相互連携を行っている。また，群馬大学・前橋商工会議所との教育・研究の連携し地域文化の発展へのこころみや，国際的には中国北京工業大学との間に教育・研究の相互交流に関する協定を結んでおり，学生の交流が実施されている。その他，地域発展に寄与するため，群馬県や各種のコンソーシアムに参加し，産学官連携にも力を入れている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の理念

自然と人との共生ならびに持続可能な循環型社会の構築に貢献する知的基盤の創造を推進することによって、文化的で健康な市民生活の実現に寄与し、地域と社会の発展と福祉に貢献する工学を追求する。

2. 大学の目的

工学が市民生活と密接に関連した学問分野であることを踏まえた教育・研究を推進し、社会の安全・安心とエネルギー・環境をはじめとする 21 世紀の人類が直面する様々な課題の解決に取り組み、その成果を地域と社会に還元し、社会の発展と福祉に貢献することを目的とする。

3. 大学の目標

知の融合と集積を図り、これを継承・伝承して、人間性および創造性豊かな技術者を育成するとともに、市民生活を豊かにする研究を展開して、活気に満ちた地域社会構築の一翼を担う知的創造拠点としての役割を果たす。

4. 教育

4. 1 教育理念

真理の追究ならびに、地域住民の生活の質を豊かにし安全を守る科学技術の創成に向けて、工学部および大学院工学研究科において、専門性に加えて、国際的視野・倫理を踏まえた総合的な判断力を具え、自立して国内外の社会において活躍できる高度専門技術者、若手研究者を養成する。

①探求心の育成

各教育課程において遭遇する疑問に対し、その解決の糸口を探求する意欲と能力を育成する。

②合理的な判断能力と統合能力の育成

学究活動において遭遇する様々な問題点について、関連技術、文化、自然環境などの背景ならびに環境社会への影響を含めて統合的に整理し、解決策について合理的に判断する能力を育成する。

③豊かな人間性、倫理観、社会貢献に対する自主性の育成

基礎教育、専門教育を通じた学問的、技術的資質の向上に加え、学内外の様々な活動への参加により豊かな人間性を培い、技術者、研究者、社会人としての倫理観を身につけ、社会貢献の意義を理解し、自主的に社会活動に参加する積極性を育成する。

④語学力および情報活用能力の育成

技術者あるいは研究者として国際的に活動するために、実践的語学力を身につけ、多様な情報を統合活用する能力を育成する。

4. 2 学士教育の目的・目標

学士教育においては、下記に掲げる目的・目標を基盤として学士教育を展開するとともに、それぞれの学科は、学科の特徴を反映する目的・目標を併せて掲げ、特徴ある教育の達成に努める。

(1) 基礎教育

知の集積と体系への関心を導き、幅広い教養を養い、豊かな人間性の醸成を促す。

応用と実学に立脚した学問領域である工学の基礎教育においては、後続の専門教育との連携が教育成果を高めるうえで重要であるとの認識に立って、専門教育に必要な基礎学力を着実に身につけさせるとともに、あわせて人格形成教育を実施する。

(2) 学部専門教育

急速な分野融合と技術革新を伴って高度化かつ多様化する専門分野、多様化する価値観等、社会環境の変化に柔軟かつ的確に対応する素養を培い、卒業後、社会の様々な分野で指導的役割を担うことができる専門的素養のある人材を育成する。基礎教育の成果を踏まえて、各専門分野における基本理念を理解させるとともに、専門基礎と応用の知識を習得させ、社会において実践するための基盤となる能力を養う。

4. 3 大学院教育の目的・目標

大学院では、昼夜開講制を含む特徴あるカリキュラムにより、豊かな創造性と主体性、各分野のリーダーとしての素養、専門的知識を駆使して地域社会に貢献できる能力の涵養を目的とする。博士前期課程では、学部教育で培われた専門の基礎能力を土台とし、専門性を一層向上させていく能力を身につけた専門技術者ならびに研究者を養成する。博士後期課程では、基礎的、先駆的な学術を推進する能力を有する研究者ならびに高度な専門技術者を養成する。

さらに、各専攻においては、各専攻の専門性に立脚した個性的な目的・目標を併せて掲げ、特徴ある研究教育を展開する。

5. 研究の目標

基礎から応用へ、応用から基礎への双方向の研究を幅広く展開し、その成果を社会に還元し、循環型社会の発展に貢献することを目標とする。すなわち、生命・健康および環境・文化における高度な研究成果を創成し、同分野の特徴的な研究機関として、我が国有数の学術拠点となるとともに国際的にも評価・認知されることを目指す。

6. 地域社会貢献

下記に掲げる項目に重点を置きつつ、多様な参加形態を通して、地域社会への貢献を果たす。

① 地域教育への連携・貢献

地域における初等・中等教育、高等学校教育、社会人教育に対して、本学の知的資材の活用を通して積極的に参加し、支援する。

② 周辺大学との連携・相互支援

教育研究における地域社会の期待や学生ニーズの多様化に一層柔軟に対応するために、関連大学との相互連携を深める。

③ 地域における産官学連携への積極的な参加・貢献

地域社会が抱える多様な課題を解決するために、大学の知や技術の成果を積極的に社会に還元するとともに、地域社会の産・官・学における双方向的な連携を積極的に推進し、地域に役立つイノベーション創出に積極的に参画する。

7. 国際交流

教育研究活動を中心として、広く世界各国の大学、研究機関、企業との連携・交流を深め、相互に異文化の理解をすすめる、多様な価値観を理解しあえる土壌を生み出し、国際的な貢献を果たす。

8. 大学の評価・改善に対する基本方針

本学の理念に沿った目的の遂行に向けて、目標を達成し、教育研究の質を保証するために、常に自己点検、自己評価を行うとともに、定期的に外部の評価を受け、問題点の検出と改善に取り組み、進化する大学を目指す。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学は、「科学技術に関する広い知識と専門の学術を深く教授研究し、人間性及び創造性豊かな技術者を育成することを目的とし、もって地域住民の生活と文化の向上に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを使命とする」と定め、高度技術社会への対応や、社会人教育、及び、地域社会への貢献推進を行なってきた。

また、大学院では、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授することにより、その深奥をきわめて、豊かな学識と高度な研究開発能力を兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的としてきている。

本学は、高度技術社会へ対応するため、大学の組織的改革を継続的に行ってきた。平成9年4月工学部の設置以来、博士前期課程（平成13年4月）、博士後期課程（平成15年4月）の設置、および、設置者前橋市の第6次総合計画の中で、将来の都市像として「生命都市いきいき前橋」の基本構想を受けて、将来の大学像として、「人（生命・健康）とまち（環境・文化）」と掲げて、6学科体制に改編（平成19年4月）した。

本学の目的、理念、目標、及び、教育・研究の目標等は本学の学則、大学案内や学生便覧に定められ、冊子として配布し、ウェブサイトに掲載し、全教職員及び全学生に周知し、社会にも広く公表している。また、オープンキャンパス、大学説明会等においても同じく配布するなど、本学の目的等は明確に示され、社会に広く公表されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学では、平成19年4月からの学科改編・新設において昼間開講制による社会環境工学科、建築学科、生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科の5学科を開設し、現代の科学技術の進歩や地域産業の発展に貢献できる人材の養成を目指している。一方、夜間開講制の総合デザイン工学科を開設し、地域職業人の再教育と資格取得を主たる目的とした教育を行っている。さらに、高崎経済大学、群馬県立女子大学との公立三大学連携による単位互換制度を設け、専門分野以外の幅広い学識を備えられるように工夫されている。以上のことから、本学の学部及びその学科の構成は、学士課程の教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっている。

基礎教育の体制は、全学的な基礎教育内容の検証、改善、調整を行う組織として教務委員会があり、具体的な基礎教育の運営等に関する組織として基礎教育センターが設置されており、それぞれが、より現実に即した理想的な基礎教育を実現するため、活動している。

本学大学院では、昼夜開講制を実施し、夜間及び土曜開講科目の受講のみで標準修業年限内の修了が可能なように配慮されるなど、多様で充実した教育研究体制が構築されている。また、大学院研究科長を学部長と兼任させることにより、大学院の教育目的を達成するための学部との一体運営を行いつつ、幅広い分野に関する教育活動を可能とする体制を構築している。以上のことから、本学大学院の研究科及び専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

大学の教育研究に必要な附属施設として、図書・情報センターがあり、図書情報、情報処理、及びネットワーク環境を利用する教育及び研究の向上に努めている。また、地域連携推進センターでは、研究成果を基に、学生と連携して、地域に貢献している。

教育活動に係る重要事項を審議する評議会、教授会等を多数開催して教育に関する事項を十分に審議しており、教育課程、教育方法に関する検討組織は、十分な人的規模と適切なバランスを備えるとともに、開催回数及び議事等一覧から見ても実質的な検討が行われている。

教務委員会の活動は大学の目的達成に寄与しており、その構成及び開催回数は教学の目的を達成する上で適切なものとなっている。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織編成のための基本的方針は明確になっており、教員組織編成に係る規定もきめ細かく設定され、それに基づいて教員組織編成がなされている。本学の教員数は、学部及び大学院課程とも設置基準上の教員数を上回る数を確保しており、教員組織編成のための基本的方針である少人数教育の教員組織を維持している。

教員組織のうち、女性教員の比率は、全国の大学の平均よりやや少ない。教員採用は、特定の大学や大学院出身者に偏っていることはない。外国人教員は在籍するが、その比率は全国平均よりやや少ない。実務経験を有する教員は総教員数の57.3%である。教育公務員特例法の規定を考慮して教員の任期制を採用していないが、公募制を採用している。

教員の採用基準や昇格基準については、明確に定められ、それに基づいて採用や昇任の審査がなされている。また、教員の教育活動は、FDによる学生の授業評価アンケートの方法によって授業改善へフィードバックしている成果が見られた。教員の研究活動の成果は、ほとんどの教員が授業内容に反映している。

教育課程を進めるのに必要な事務職員(総数45名)が配置され、各学科には技術員1名及びティーチング・アシスタント30~37名/年間(延べ人数)が授業、実験、実習、演習のサポートを行っている。事務職員、技術員の増員が望まれる。

以上より、学部において優れた点として少人数教育を実現する教員の教育組織を編成でき、大学院工学研究科の教育・研究に必要な教員とサポート体制を配置することができた。一方、改善を要する点としては、教育力や、地域貢献に関する教員評価手法を検討し、教員の総合的な評価の方法を確立することが重要となっている。人事面では、年齢、性別、教育・研究歴など勘案しバランスの良い教員構成を図っていくことが必要である。

基準4 学生の受入

本学の目的、教育理念を反映した入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、入学パンフレット、ウェブサイト、大学案内および募集要項で公表するなど広く周知を図っている。また、留学生・帰国子女、社会人、編入学生に関わる入学試験についてもアドミッション・ポリシーに沿った選抜を行い、適切にこれらの学生を受け入れている。

入学者選抜の実施体制については学部、大学院とも学長を本部長とする入学試験実施本部をつくり責任体制の明確化、意志決定の迅速化を図っている。募集要項の作成、試験問題の作成、試験の実施と採点などに至る業務は適切に行われ、公平・公正に入学者選抜は実施されている。また、一般選抜は前橋市の他、全国に3箇所の入試会場を設け、より優れた学生を確保するとともに受験者の便宜を図っている。入試業務は事故対応マニュアルを作成し、迅速な連絡体制を構築している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生が適切に受け入れられているか、入学後の検証は学生の成績など客観的なデータに基づき今後検証することが課題となっている。学部、大学院とも実入学者数はほぼ定員に沿ったものとなっているが、一部の専攻、大学院博士後期課程は定員を下回る状況もあり、今後の大学院改編において改善策を検討することが課題である。

基準5 教育内容及び方法

[学士課程]

本学は工科系単科大学として、「社会の様々な分野で指導的役割を担うことができる専門的素養のある人材を育成する」ことを目標として教育・研究を行っている。その目的に沿って、教養科目と専門科目がそれぞれクサビ型と逆クサビ型にバランス良く配置されている。専門科目については、必修科目と選択科目の割合、講義・演習・実験・実習科目区分、開講科目間のつながりと開講時期等が十分配慮されている。また、工科系学生として

前橋工科大学

基本的な必要事項を全学科の学生が取得できるように工学共通基礎科目を設け、基礎科学を学ぶとともに技術者倫理などの科目を配置している。語学は英語を必修としているが、それに加えて第二外国語として中国語、ロシア語も開講し、近隣諸国とコミュニケーションの取れる人材育成を目指している。その他、人文社会系科目についても教養科目のカテゴリーの中でバランス良く配置し幅広い教養を備えた学生の育成に配慮している。全体的に、各授業の内容は各教員の専門分野の研究成果を反映する形となっている。各授業科目ともその科目の特性に応じて、TAの活用、対話・討論形式の導入、IT機器の活用等が行われている。さらにインターンシップ、体験型授業など意欲的試みがなされている。

シラバスは入学年次に科目関連表を含む概要版を配布し、学士課程4年間の学習の流れを学生に周知するとともに、大学ホームページに詳細版シラバスを掲載し周知を図っている。さらに各授業のはじめにシラバスを配布して授業内容等の周知を徹底している。また、図書館の夜間開放、土曜日開放を実施するなどして学生の自習環境の改善を図っている。さらに、全教員がオフィスアワーを設定し、学生が質問しやすい環境を整えている。卒業認定等の重要事項は学則に定め、学生便覧で学生に周知している。成績評価基準や方法はシラバスに明記され、各教員は学生に周知した方法にしたがって透明で公正に成績評価を行うシステムになっている。また、成績に対する異議を受け付け、訂正が可能なシステムとなっている。

[大学院課程]

博士前期課程では、「主体的に専門技術を向上させることが可能な技術者」の育成を、また博士後期課程では、「先駆的な学術を推進する優れた研究者」の育成を目的として、専門科目横断の基礎科目と、各専門分野における幅広い技術分野を科目として開設している。また研究テーマについて、支援体制を整え強力に研究指導を行っている。

主体的に専門技術を駆使して、問題解決を行うには、専門技術のみならず、英語力、プレゼンテーション力、国際経験、プロジェクト活動等 専門技術分野以外に様々な素養を必要とする。制約があるものの、少人数・選抜制で、国際インターンシップや交換留学を実施しているが、全員の学生が参加できるほど体制が十分ではない。また、学会発表や国際会議参加、さらには査読論文投稿等という点でも全員に周知できていると言える状況ではない。これらの点を今後制度として改善していくことが必要と判断される。

基準6 教育の成果

本学は、科学技術の幅広い知識を持って、地域住民の生活と文化の向上に寄与し、人類の福祉に貢献する人材の育成を目的とする。各学科の受験生への理念・目標はアドミッションポリシーとして広く公表されている。入学した学生は、入学時ガイダンス及び学生便覧で、学科の目標や人材像について説明されている。各学年時の学力、資質、及び能力の目標について、学生は年次毎のガイダンスで説明を受ける。入学後学期毎に、習得した単位や到達レベルを確認するシステムを用意しており、学生は到達度を自ら確認できる。問題を感じる学生には、質問や個別の指導を受けることができる。3年次になると、就職や大学院進学ガイダンスが用意され、さらに詳しい卒業時の目標を知ることができる。また、学内には学生の意見や授業の成果を反映して、改善を進めるための授業評価アンケートや、就職先の企業からの大学への評価を直接聞くシステムが整備されており、先輩社員からのアドバイスを聞くことも出来る。これらの諸制度・システムによって、授業内容や方法の改善が行われており、成果が表れている。

大学院については、学生が入学前に研究室の研究内容を熟知しており、目標や成果のレベルが、大学院生と指導教員の間で共有されている。また大学院講義内容の改善や演習の内容のレベルアップについての評価を受ける授業評価アンケートを実施している。その結果、十分に社会に貢献できる大学院生の育成が行われている。

基準7 学生支援等

学生が大学生生活を充実させたものにするために、抱える個別の課題を大学として支援するシステムの充実が必須である。入学時、及び学年時の初めに全学生を対象に大学生生活の進め方についてのガイダンスを適切に実施している。新入生についてはオリエンテーション、担当教員などにより、さらにきめ細かな学習相談等の支援が行われている。新たな試みとしては、高校レベルの基礎学力に不安を感じる学生のために、高校数学、高校物理の補習を開始した。また、図書館に高校レベルの学習内容の自学自習を行えるために専門の参考書を揃え、自学自習を援助するシステムを採用した。さらに、学生の相談や悩みに対応するための、学生総合相談窓口を設けており、体制が整い機能している。学生に対する経済面の援助も年々増加している。学生支援機構奨学生対象学生の増加、および市独自の減免・免除制度も徐々に充実しつつある。大学院学生に対しては、学生支援機構奨学生の対象者が増加しており、経済的に支援する体制が整備されている。

このような状況の中、本学では平成16年度に体育館、クラブ棟が完成するなど、クラブ活動・体育関係の施設、設備が充実してきた。さらに、学生の学内におけるインターネット環境の整備、電子掲示板の設置等も行われており、学生の各種行動を支援するための情報関連機器や学習室の増設なども進んでいる。これまでの本学の学生支援は、少人数教育の下、学年担当による個別指導を前提としており、十分に機能している。

基準8 施設・設備

本学は平成9年に昼夜開講制の4年制大学を開校し、教育環境の向上とバリアフリー等への対応のために、施設整備構想を作成し、講義棟、体育館、クラブ棟、及び大学院棟や1号館（管理棟・講義棟）を新設してきた。またネットワーク技術の進展に合わせて学内ネットワーク環境をほぼ毎年改善してきた。現在、ネットワークを前提としたシラバスシステム、行事公表システム、規定等のデータベースの公開が行われている。講義棟では、各教室に専用パソコン・書画カメラ・プロジェクター・VTR等の情報機器端末を設置し、マルチメディア対応の講義をおこなうことが可能となっている。これによって、学生は発表したり、討議を自由に行うことが可能となった。インターネットを利用して、テキスト以外の資料をリアルタイムで講義に使用することも可能となっている。図書館は、学科改編に伴い、新学科の講義に関連する書籍の購入と、研究にも供すことが可能な電子ジャーナルシステムの整備を進めている。入学後の高校等で学習した基礎学力不足の学生のために、自学自習のテキストを自由に使用できるように整備している。学生は自由に2週間借り出すことができる。講義等の使用、体育館・クラブ棟等の使用に関する学内の規定を整備し、これらのルールに従って、学生たちが活発に施設の利用を行っている。このように教育環境は整えられている。学習効果の増大を図るには、講義だけではなく、同時に実験や演習を通して、体験学習できることが重要となっている。このために、新実験棟の建設設計に着手しており、ますます施設の充実と学生の学習機会の拡充を進めている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育状況と教育活動の実態を示すデータや資料は、教務委員会等が活動し、事務局が収集、蓄積する体制をとっている。

学生の意見収集は、授業評価アンケートを中心に、学生委員会・後援会との意見交換会、各学科の学年担当教員、また、学生委員会のもとに学生総合相談窓口を設置して行われている。主に授業評価アンケート結果は各教員にフィードバックされ教員の授業改善に適切に反映されている。

学外関係者等の意見と評価について、外部評価委員会委員の課題提言を受けて、その改善活動をしている。各教員は、授業評価アンケート等の評価結果から授業改善策のコメントを提出し、教育の質の改善に取り組んでいる。

平成20年度に実施した教育の質の向上及び改善の成果として、「平成20年度 前橋工科大学 教育力の向上・FD活動報告書」を作成し、具体的な対処・改善の事例が提示されている。評価・改善委員会の活動、教育支援者

前橋工科大学

に対する研修などが、相応に実施されている。

技術員、TA(ティーチング・アシスタント)等の教育支援者や教育補助者は、実験、演習等の開始前に授業担当教員から指導とガイダンスを受けている。

基準 10 財務

本学は前橋市が設置する公立大学で、市、及び市議会の計画に基づく予算計画・承認によって、運営されており、安定した収入と支出のバランスが実現されている。この予算の執行は、市の作成した中期計画、及びそれに基づく年次計画に基づいて計画的に運営されている。

講義棟や実験棟の設置等、施設整備も順次進められており、費用はその都度予算化されるが、主に起債を充て負担の平準化を図っている。また、受験生の増加や入学生の確保等への取り組みが実施されており、収入の安定化に貢献している。さらに大学独自に外部資金を獲得する活動が進められており、その結果として獲得資金が増加傾向にある。学内の予算配分については、定常的な予算のほかに、学科独自の特色を強化するための予算や競争的な資金の配当が進められている。これらの予算執行実績は、公表されており、支出の状況を管理することが可能となっている。監査については、前橋市監査委員による定期監査が実施されている。監査による指摘は、すぐに事務局や関係する委員会へフィードバックされ、改善の取り組みがなされている。

基準 11 管理運営

管理運営のための組織(評議会、教授会、各種委員会等)は、学長のリーダーシップの下、大学の目的達成に向けて、整備された規程に基づき定期的に開催され効果的に機能している。事務組織については、事務局に、2課(総務課、学務課)を置き、必要最小限の人員で、効率的に業務処理を行なっている。危機管理等に係わる体制も整備されている。教員組織と事務組織の共通理解を図る運営会議は適切な役割を果たしている。さらに全教職員を対象に「全体会議」を開催し、大学の方針・活動状況を説明し、教職員の意見を交換している。管理運営についての教職員研修は、設置者による研修、公立大学協会による研修会等に参加することで実施している。

大学の活動状況のデータや情報は収集されており、大学ウェブサイトや学内 LAN(サイボウズ)で共有されている。自己点検評価は、大学院博士前期・博士後期課程完成年度に実施され、報告書を作成し、公表している。平成19・20年に外部評価委員会を開催し、評価と課題提言を受け、そのフィードバックも行い、総務課内に大学改革推進室を設置し、大学改革のための事務局員の増員等、管理運営の改善を行っている。

大学における教育研究活動や成果を大学ウェブサイト等で社会に公表している。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_maebashi_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	本学の将来像の基本的あり方：教育・研究水準の向上を目指して（平成15年12月3日）
	1-1-1-2	平成21年度学生便覧（P1～P13）
	1-2-1-1	2009 大学案内
	1-2-1-2	平成21年度学生便覧（P1～P13）
基準2	2-1-1-2	2009 大学案内（P1）
	2-1-2-1	前橋工科大学基礎教育センター規程
	2-1-3-2	前橋工科大学大学院時間割（平成21年度）
	2-1-5-1	図書・情報センター規程
	2-1-5-2	地域連携推進センター規程
	2-1-5-3	前橋市教育委員会との連携提携書
	2-1-5-4	前橋工科大学専門講座プログラム
	2-1-5-5	前橋工科大学公開講座プログラム
	2-1-5-6	前橋工科大学こども科学実験教室実施報告
	2-2-1-1	前橋工科大学評議会規程
	2-2-1-2	前橋工科大学教授会規程
	2-2-1-3	前橋工科大学大学院工学研究科会議規程
	2-2-2-1	教務委員会議事録
基準3	3-2-1-1	前橋工科大学教員選考基準
	3-2-1-2	前橋工科大学大学院工学研究科担当教員資格基準
	3-2-2-1	学生授業アンケート結果送付と意見等の提出依頼について（平成20年10月3日）
	3-2-2-2	FD研修会講演・群馬大学副学長（平成20年10月1日）
	3-2-2-3	e-ラーニング研修会・メディア教育開発センター（平成21年1月7日）
	3-2-2-4	前橋工科大学教員の自己点検・自己評価報告書（平成21年3月）
	3-3-1-1	平成20年度研究者総覧
	3-3-1-2	前橋工科大学教員の自己点検・自己評価報告書（平成21年3月）
	3-3-1-3	前橋工科大学研究紀要（第12号）平成21年3月
	3-3-1-5	平成21年度学生便覧（P39～P106）
	3-3-1-6	平成20年度卒業研究概要集（建設工学科）
	3-3-1-7	平成20年度修士論文要旨集（工学研究科）
	3-4-1-1	前橋工科大学ティーチング・アシスタント実施要綱
	3-4-1-2	前橋工科大学ティーチング・アシスタント勤務条件等取扱いに関する申し合わせ
基準4	4-1-1-1	平成20年度学生募集要項
	4-1-1-2	平成21年度学生募集要項
	4-1-1-3	2009 大学案内（P2～P23）
	4-1-1-4	平成21年度学生便覧（P1～P13）
	4-2-1-1	平成21年度大学院工学研究科（博士前期課程）学生募集要項【10月日程】

	4-2-1-2	平成21年度大学院工学研究科博士後期課程学生募集要項
	4-2-2-1	平成21年度入学者選抜に関する要項
	4-2-2-2	平成21年度大学院工学研究科博士後期課程学生募集要項
	4-2-3-1	試験実施要領
	4-2-3-2	事故処理要領
基準5	5-1-1-1	平成21年度学生便覧（英語技能検定試験の単位認定についてP29）
	5-1-1-2	平成21年度学生便覧（生物工学科科目系統図P90）
	5-1-1-3	平成21年度学生便覧（生物工学科開講科目表P35）
	5-1-2-1	単位互換に関する覚書
	5-1-2-2	群馬大学との教育研究交流に関する協定書
	5-1-2-3	群馬大学との単位互換に係る覚書
	5-1-2-4	平成20年度前橋工科大学研究者総覧
	5-1-2-5	平成21年度前橋工科大学研究紀要（第12号）
	5-2-1-1	平成21年度学生便覧（P26～P106）
	5-2-1-2	平成21年度時間割表
	5-2-1-3	前橋工科大学ティーチング・アシスタント実施要綱
	5-2-3-1	平成21年度学生便覧（附属図書館利用方法P25）
	5-2-3-2	補習授業シラバス例
	5-2-4-1	平成21年度総合デザイン工学科用時間割表
	5-2-4-2	平成21年度学生便覧（総合デザイン工学科科目系統図P106）
	5-3-1-2	前橋工科大学履修規程
	5-3-1-3	平成21年度入学時配布資料一覧
	5-3-1-4	システム生体工学科助言教員一覧
	5-3-1-5	単位取得の認定（旧課程）
	5-4-1-2	群馬大学大学院との単位互換に係る覚書
	5-4-1-3	群馬大学「一社一博士創出プロジェクト」覚え書き及び短期海外研究プログラム
	5-4-2-1	群馬大学大学院との単位互換に係る覚書
	5-5-2-2	平成21年度大学院工学研究科学生便覧（P22～P23）
	5-6-1-1	2009 大学案内（P28～P31）
	5-6-2-1	前橋工科大学大学院工学研究科博士前期課程研究指導要綱
	5-6-2-2	前橋工科大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導要綱
	5-6-2-3	博士学位論文の予備審査に関する申し合わせ
	5-6-2-4	前橋工科大学修士および博士学位審査等取扱要項
	5-7-1-1	平成21年度大学院工学研究科学生便覧（P15）
	5-7-1-2	前橋工科大学学位規程
	5-7-1-3	前橋工科大学大学院履修規程
	5-7-2-1	修士および博士学位審査等取扱要項
	5-7-2-2	論文審査の結果の要旨及び最終試験結果の要旨
	5-7-3-1	前橋工科大学委員会規程

前橋工科大学

基準6	6-1-1-1	平成21年度学生便覧（P26～P29）
	6-1-1-3	前橋工科大学履修規程
	6-1-1-4	平成19年度 学生による授業評価アンケート実施結果報告書
	6-1-2-1	平成21年度学生便覧（P27）
	6-1-2-2	平成21年度学生便覧（P4～P13）
	6-1-2-3	平成20年度卒業研究梗概集（建築学科）
	6-1-3-1	平成19年度 学生による授業評価アンケート実施結果報告書
	6-1-5-1	卒業生の外部評価結果（JABEE用資料）
	6-1-5-2	Yomiuri Weekly（2008.8.4）
基準7	7-1-1-1	平成21年度前橋工科大学ガイダンス計画表
	7-1-1-2	工学部ガイダンスの実施について（教員用）
	7-1-1-3	平成21年度工学部新入生全体ガイダンスについて
	7-1-1-4	平成21年度工学部新入生ガイダンス計画表
	7-1-1-5	平成20年度社会環境工学科オリエンテーション報告書
	7-1-1-6	平成21年度前橋工科大学（2・3年次）ガイダンス計画表
	7-1-1-7	平成21年度前橋工科大学工学部（4年次以上）ガイダンス計画表
	7-1-1-8	大学院ガイダンスの実施について（教員用）
	7-1-1-9	平成21年度前橋工科大学大学院ガイダンス計画表
	7-1-2-2	前橋工科大学ガイダンス担当教員
	7-1-2-3	平成21年度生命情報学科助言教員
	7-1-4-1	前橋工科大学シラバス（高校数学補習1）
	7-1-4-2	前橋工科大学シラバス（高校数学補習2）
	7-1-4-3	前橋工科大学シラバス（高校物理補習1）
	7-1-4-4	前橋工科大学シラバス（高校物理補習2）
	7-1-4-5	補修授業出席状況
	7-2-2-1	前橋工科大学の「部活動、サークル活動」について
	7-3-1-1	平成19年度保健室業務報告
	7-3-1-2	学生定期健康診断のお知らせ
	7-3-1-3	前橋工科大学就職相談室の状況
	7-3-1-4	前橋工科大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱
	7-3-1-5	「こころとからだの健康相談」のお知らせ
	7-3-1-6	保健室の利用について
	7-3-2-1	前橋工科大学外国人留学生に関する状況について
	7-3-3-1	前橋工科大学の授業料減免等に関する取り扱い要綱
	7-3-3-2	前橋工科大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第1種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程
	7-3-3-3	大学学部1年生の皆さんへ
	7-3-3-4	大学学部2～4年生の皆さんへ
	7-3-3-5	大学院博士前期課程の皆さんへ

	7-3-3-6	大学院博士後期課程の皆さんへ
	7-3-3-7	財団法人 中村積善会 貸費奨学生の募集について
基準8	8-1-1-1	2009 前橋工科大学案内 2009 (P34~P35)
	8-1-2-1	前橋工科大学図書・情報センター規程、同図書・情報センター運営要綱
	8-1-3-1	前橋工科大学施設管理規則
基準9	9-1-1-1	平成17年度前橋工科大学自己点検評価報告書(平成18年3月)
	9-1-1-4	前橋工科大学外部評価報告書(平成21年3月)
	9-1-1-5	教員による自己点検・自己評価報告書(平成21年3月)
	9-1-2-1	平成19年度学生による授業評価アンケート結果報告書
	9-1-2-2	平成20年度前橋工科大学 教育力向上・FD活動報告書(平成21年3月)
	9-1-2-3	学生等との意見交換について(報告) 平成20年7月15日
	9-1-3-1	前橋工科大学外部評価報告書(平成20年3月)
	9-1-3-2	前橋工科大学外部評価報告書(平成21年3月)
	9-1-3-4	学生による3校合同の「地域の課題解決に係る産学共同研究」及び「地域課題に関する社会貢献活動事例」
基準10	10-2-1-2	前橋工科大学中期計画
基準11	11-1-1-1	学内の緊急時連絡網
	11-1-1-2	事故処理要領
	11-1-2-2	前橋工科大学委員会規程
	11-1-3-1	同窓会総会 議事録
	11-1-3-2	後援会総会 議事録
	11-1-3-4	設置者会議 議事録
	11-1-5-1	職員研修参加記録
	11-2-1-1	前橋工科大学内規定集目録
	11-2-1-2	学長選考規程
	11-2-1-3	副学長規程
	11-3-1-1	前橋工科大学評価・改善委員会規程
	11-3-2-1	前橋工科大学外部評価規程
	11-3-3-1	前橋工科大学外部評価報告書(平成21年3月)